

## 令和四年法律第三十七号

環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律

目次

- 第一章 総則（第一条—第六条）  
第二章 国が講すべき施策（第七条—第十四条）  
第三章 環境負荷低減事業活動の促進及びその基盤の確立に関する基本的な方針等（第十五条—第十八条）  
第四章 環境負荷低減事業活動の促進及びその基盤の確立のための措置（第十九条—第三十条）  
第五章 認定基盤確立事業実施計画に係る措置（第三十一条—第三十八条）  
第六章 罰則（第五十一条）  
附則（第三十九条—第四十四条）  
第五章 雜則（第四十五条—第五十条）  
第六章 罰則（第五十一条）

- 第一章 総則（目的）  
第二節 有機農業を促進するための栽培管理に関する協定に係る措置（第三十一条—第三十八条）  
第三節 認定基盤確立事業実施計画に係る措置（第三十九条—第四十四条）  
第四節 罰則（第五十一条）

- 第一条 この法律は、環境と調和のとれた食料システムの確立に関する基本理念等を定めることにより、農林漁業に由来する環境への負荷の低減を図るために、農業活動を行う事業活動を促進するための措置を講ずることにより、環境と調和のとれた食料システムの確立を図り、もって農林漁業及び食品産業の持続的な発展並びに国民に対する食料の安定供給の確保とともに、環境への負荷の少ない健全な経済の発展を図りながら持続的に發展することができる社会の構築に寄与することを目的とする。  
(定義)
- 第二条 この法律において「食料システム」とは、農林水産物等（農林水産物及び食品（全ての飲食物のうち医薬品・医療機器等の品質・有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第四百四十五号）第二条第一項に規定する医薬品・同条第二項に規定する医薬部外品及び同条第九項に規定する再生医療等製品以外のものをいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。

この法律から消費に至る各段階の関係者が有機的に連携することにより、全体として機能を発揮する一連の活動の総体をいう。

この法律において「環境と調和のとれた食料システム」とは、農林水産物等の生産（生産、製造、加工及び流通（輸送、保管、販売その他）の他の取扱いの過程をいう。以下同じ。）を行う。以下同じ。）の過程において環境への負荷の低減が図られ、かつ、当該農林水産物等の流通及び消費が広く行われる食料システムをいう。

この法律において「環境負荷低減事業活動」とは、農業者若しくは漁業者又はこれらの者の組織する団体（これらの者が主たる構成員又は出資者（以下「構成員等」という。）となつている法人を含む。）をいう。

この法律において「環境負荷低減事業活動」とは、農林漁業者が、当該農林漁業者の行う農林漁業（当該農林漁業者が団体である場合にあっては、その構成員等の行う農林漁業を含む。）の持続性の確保に資する第十九条第五項第二号及び第二十一条第五項第二号において同じ。）の持続性の確保に資するよう、農林漁業に由来する環境への負荷（以下この条、第三章及び第四章において「環境負荷」という。）の低減を図るために行う次に掲げる事業活動をいう。

堆肥その他の有機質資材の施用により土壤の性質を改善させ、かつ、化学的に合成された肥料及び農薬の施用及び使用を減少させる技術を用いて行われる生産方式による事業活動

二 温室効果ガスの排出（地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第二百七号）第二条第四項に規定する温室効果ガスの排出をいう。第十条において同じ。）の量の削減に資する事業活動

三 前二号に掲げるもののほか、環境負荷の低減に資するものとして農林水産省令で定める事業活動

この法律において「基盤確立事業」とは、環境負荷の低減を図るために行う取組の基盤を確立するために行う次に掲げる事業活動

一 先端的な技術に関する研究開発及びその成果の移転の促進に関する事業

二 新品種の育成に関する事業

三 環境負荷の低減に資する資材又は機械類その他の物件の生産及び販売に関する事業

環境負荷の低減に資する機械類その他の物

件を使用させることに基づき当該物件を使用されることに関する事業

他の取組を行ふよう努めなければならない。

消費者は、基本理念にのつとり、環境と調和して生産された農林水産物をその不可欠な原

のとれた食料システムに対する理解と関心を深め、環境への負荷の低減に資する農林水産物等を選択するよう努めなければならない。

前号に規定する農林水産物の流通の合理化に関する事業

（基本理念）

環境と調和のとれた食料システムは、気候の変動、生物の多様性の低下等、食料システムを取り巻く環境が変化する中で、将来にわたり農林漁業及び食品産業の持続的な発展並びに消費者その他の食料システムの関係者の理解の下に、これらの者が連携することにより、その確立が図られなければならない。

環境と調和のとれた食料システムの確立に当たっては、環境への負荷の低減と生産性の向上との両立が不可欠であることを踏まえ、その実現に資する技術の研究開発及び活用の推進並びに農林水産物等の円滑な流通の確保が図られなければならない。

（技術の研究開発の促進）

国は、環境と調和のとれた食料システムの確立に資する技術の研究開発が促進されるよう、国、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第二百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。）、都道府県及び地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第二百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。）の試験研究機関、大学、民間等の連携の強化、研究者の確保、養成及び資質の向上その他の必要な措置を講ずるものとする。

（食料システムの関係者の理解の増進）

国は、農林漁業者、食品産業の事業者、消費者その他の食料システムの関係者が環境と調和のとれた食料システムに対する理解と関心を深めるよう、環境への負荷の低減に関する広報活動の充実その他の必要な措置を講ずるものとする。

（技術の普及の促進）

国は、環境と調和のとれた食料システムの確立に資する技術の普及が促進されるよう、当該技術の活用に関する情報の提供、地域特性に応じた普及事業の推進その他の必要な措置を講ずるものとする。

（環境への負荷の低減に資する生産活動の促進）

国は、農林水産物の生産において環境への負荷の低減が促進されるよう、家畜排せつ物等の有効利用による地力の増進、化学的に合成された肥料及び農薬の施用及び使用を減少させる技術を用いて行われる生産方式の導入、農林漁業における温室効果ガスの排出の抑制並びに吸収作用の保全及び強化、水産資源の適切な保存及び管理を図るための措置その他の必要な措置を講ずるものとする。

（環境への負荷の低減に資する原材料の利用の促進）

国は、食品の製造及び加工において環境への負荷の低減に資する原材料の利用の

に資するための生産等の方式の導入、資材及び原材料の調達、農林水産物等の流通の確保その他の取組を行ふよう努めなければならない。

消費者は、基本理念にのつとり、環境と調和して生産された農林水産物をその不可欠な原のとれた食料システムに対する理解と関心を深め、環境への負荷の低減に資する農林水産物等を選択するよう努めなければならない。

前号に規定する農林水産物の流通の合理化に関する事業

（基本理念）

環境と調和のとれた食料システムは、気候の変動、生物の多様性の低下等、食料システムを取り巻く環境が変化する中で、将来にわたり農林漁業及び食品産業の持続的な発展並びに消費者その他の食料システムの関係者の理解の下に、これらの者が連携することにより、その確立が図られなければならない。

環境と調和のとれた食料システムの確立に当たっては、環境への負荷の低減と生産性の向上との両立が不可欠であることを踏まえ、その実現に資する技術の研究開発及び活用の推進並びに農林水産物等の円滑な流通の確保が図られなければならない。

（技術の研究開発の促進）

国は、環境と調和のとれた食料システムの確立に資する技術の研究開発が促進されるよう、国、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第二百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。）、都道府県及び地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第二百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。）の試験研究機関、大学、民間等の連携の強化、研究者の確保、養成及び資質の向上その他の必要な措置を講ずるものとする。

（食料システムの関係者の理解の増進）

国は、農林漁業者、食品産業の事業者、消費者その他の食料システムの関係者が環境と調和のとれた食料システムに対する理解と関心を深めるよう、環境への負荷の低減に関する広報活動の充実その他の必要な措置を講ずるものとする。

（技術の普及の促進）

国は、環境と調和のとれた食料システムの確立に資する技術の普及が促進されるよう、当該技術の活用に関する情報の提供、地域特性に応じた普及事業の推進その他の必要な措置を講ずるものとする。

（環境への負荷の低減に資する生産活動の促進）

国は、農林水産物の生産において環境への負荷の低減が促進されるよう、家畜排せつ物等の有効利用による地力の増進、化学的に合成された肥料及び農薬の施用及び使用を減少させる技術を用いて行われる生産方式の導入、農林漁業における温室効果ガスの排出の抑制並びに吸収作用の保全及び強化、水産資源の適切な保存及び管理を図るための措置その他の必要な措置を講ずるものとする。

（環境への負荷の低減に資する原材料の利用の促進）

国は、食品の製造及び加工において環境への負荷の低減に資する原材料の利用の





該補助金等交付財産に充てられた補助金等（補助金等適正化法第二条第一項に規定する補助金等をいう。）の交付の目的以外の目的に使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供することをいう。第三十九条第三項第二号において同じ。）に関する事項

都道府県知事は、第一項の規定による申請があつた場合において、その申請に係る特定環境負荷低減事業活動実施計画が次の各号のいずれにも適合すると認めるときは、その認定をするものとする。

一 同意基本計画に適合するものであり、かつ、当該特定環境負荷低減事業活動を確實に遂行するために適切なものであること。

二 当該特定環境負荷低減事業活動が地域における環境負荷の低減の効果を相当程度高めるものであると認められ、かつ、当該農林漁業者の行う農林漁業の持続性の確保に資するものであること。

三 当該特定環境負荷低減事業活動に農業改良措置が含まれる場合には、農業改良資金金融通法第七条の規定により同法第六条第一項の認定をすることができる場合に該当すること。

四 当該特定環境負荷低減事業活動に林業・木材産業改善措置が含まれる場合には、林業・木材産業改善資金助成法第八条の規定により同法第七条第一項の認定をすることができる場合に該当すること。

五 当該特定環境負荷低減事業活動に処理高度化施設の整備が含まれる場合には、家畜排せつ物法第九条第三項の規定により同法第七条第一項の認定をすることができる場合に該当すること。

六 当該特定環境負荷低減事業活動に耕作地（1）の土地が指定市町村（農地法（昭和二十七年法律第二百一十九号）第四条第一項に規定する指定市町村をいう。以下同じ。）の区域以外の区域内にある農地（耕作（同法第四十三条第一項の規定により耕作に該当するものとみなされる農作物の栽培を含む。次号において同じ。）の目的に供される土地をい

6

都道府県知事は、第一項の認定をしようとする場合において、特定環境負荷低減事業活動実施計画に次の各号に掲げる事項が記載されてゐるときは、当該事項について、あらかじめ、それぞれ当該各号に定める者に協議し、その同意を得なければならない。

一 第三項第二号に掲げる措置（食品等の流通の合理化に限る。）に関する事項 農林水産大臣

二 第四項第一号イ及びロに掲げる事項（同号ロ（1）の土地が農地又は採草放牧地であり、同号ロの施設の用に供することを目的として、農地である当該土地を農地以外のものにし、又は農地である当該土地若しくは採草放牧地である当該土地を農地若しくは採草放牧地以外のものにするため当該土地について所有権若しくは使用及び収益を目的とする権利を取得するに当たり、農地法第四条第一項又は第五条第一項の許可を受けなければならぬものに係るものに限る。第十二項から第十四項までにおいて同じ。）であつて、指定市町村の区域内にある土地に係るもの 当該指定市町村の長

---

1

二 農地又は採草放牧地を農地又は採草放牧地以外のものにするためこれらの土地について所有権又は使用及び収益を目的とする権利を取得する場合にあっては、農地法第五条第二項の規定により同条第一項の許可をすることができない場合に該当しないこと。

農林水産大臣は、第六項の規定による同項第三号に掲げる事項についての協議があつた場合において、同項の同意をしようとするときは、当該事項について、あらかじめ、当該事項に係る関係行政機関の長に協議し、その同意を得なければならない。

都道府県知事は、第一項の認定をしようとする場合において、特定環境負荷低減事業活動実施計画に第四項第一号イ及びロに掲げる事項（四ヘクタールを超える農地を含む土地に係るものに限り、指定市町村の区域内にある土地に係るものを除く。）が記載されているときは、当該第四項第一号イ及びロに掲げる事項について、あらかじめ、農林水産大臣に協議しなければならない。

都道府県知事は、第一項の認定をしようとする場合において、特定環境負荷低減事業活動実施計画に第四項第一号イ及びロに掲げる事項について、あらかじめ、農林水産大臣に協議しなければならない。

---

1

の長が第六項の同意をしようとするときについて準用する。この場合において、第十二項中「第四項第一号イ及びロに掲げる事項〔一〕とあるのは、「第六項第二号に掲げる事項〔一〕と、「限り、指定市町村の区域内にある土地に係るものを除く」とあるのは「限る」と、「当該第一号イ及びロに掲げる事項」とあるのは「当該事項」と、第十三項中「場合において、特定環境負荷低減事業活動実施計画に第四項第一号イ及びロに掲げる事項（指定市町村の区域内にある土地に係るもの）を除く。」が記載されているときは、当該第四項第一号イ及びロに掲げる事項について」とあるのは「ときは」と読み替えるものとする。

都道府県知事は、第一項の認定をしようとするときは、あらかじめ、当該特定環境負荷低減事業活動実施計画について関係市町村長の意見を聴かなければならぬ。

都道府県知事は、第一項の認定をしたときは、関係市町村長に対し、遲滞なく、その旨を通知しなければならない。

都道府県知事は、第六項第一号又は第三号に掲げる事項が記載された特定環境負荷低減事業

1

八 当該特定環境負荷低減事業活動実施計画に前項第一号イ及びロに掲げる事項（同号ロ）  
（1）の土地が指定市町村の区域以外の区域内にある農地又は採草放牧地（農地以外の土地で、主として耕作又は養畜の事業のための採草又は家畜の放牧の目的に供されるものをいう。以下同じ。）であり、同号ロの施設の運用に供することを目的として、農地である当該土地又は採草放牧地である当該土地を農地又は採草放牧地以外のものにするため当該土地について所有権又は使用及び収益を目的とする権利を取得するに当たり、農地法第五条第一項の許可を受けなければならないものに係るものに限る。）が記載されている場合は、同条第二項の規定により同条第一項の許可をすることができない場合に該当しないことと。  
都道府県知事は、第一項の認定をしようとする場合において、特定環境負荷低減事業活動実施計画に次の各号に掲げる事項が記載されているときは、当該事項について、あらかじめ、それぞれ当該各号に定める者に協議し、その同意を得なければならない。  
一 第三項第二号に掲げる措置（食品等の流通の合理化に限る。）に関する事項 農林水産大臣  
二 第四項第一号イ及びロに掲げる事項（同号ロ）（1）の土地が農地又は採草放牧地であり、同号ロの施設の運用に供することを目的として、農地である当該土地を農地以外のものにし、又は農地である当該土地若しくは採草放牧地である当該土地を農地若しくは採草放牧地以外のものにするため当該土地について所有権若しくは使用及び収益を目的とする権利を取得するに当たり、農地法第四条第一項又は第五条第一項の許可を受けなければならないものに係るものに限る。第十二項から第十四項までにおいて同じ。）であつて、指定市町村の区域内にある土地に係るもの 当該指定市町村の長

1

一 号に掲げる事項についての協議があつたときは、遅滞なく、その内容を当該事項に係る事業を所管する大臣（次項において「事業所管大臣」という。）に通知するものとする。

二 指定市町村の長は、第六項の規定による通知を受けた場合において、必要があると認めるときは、農林水産大臣に対して意見を述べることができる。

一 農地を農地以外のものにする場合にあつては、農地法第四条第六項の規定により同条第一項の許可をすることができない場合に該当しないこと。

二 農地又は採草放牧地を農地又は採草放牧地以外のものにするためこれらの土地について所有権又は使用及び収益を目的とする権利を取得する場合には、農地法第五条第二項の規定により同条第一項の許可をすることができない場合に該当しないこと。

農林水産大臣は、第八項の規定による同項第三号に掲げる事項についての協議があつた場合において、同項の同意をしようとするときは、当該事項について、あらかじめ当該事項に係る関係行政機関の長に協議し、その同意を得なければならない。

都道府県知事は、第一項の認定をしようとする場合において、特定環境負荷低減事業活動実施計画に第四項第一号イ及びロに掲げる事項（四ヘクタールを超える農地を含む土地に係るものに限り、指定市町村の区域内にある土地に係るもの）を除く。が記載されているときは、当該第四項第一号イ及びロに掲げる事項について、あらかじめ、農林水産大臣に協議しなければならない。

都道府県知事は、第一項の認定をしようとする場合において、特定環境負荷低減事業活動実施計画に第四項第一号イ及びロに掲げる事項（四ヘクタールを超える農地を含む土地に係るものに限り、指定市町村の区域内にある土地に係るもの）を除く。が記載されているときは、当該第四項第一号イ及びロに掲げる事項について、あらかじめ、農林水産大臣に協議しなければならない。

1

じ。)の意見を聴かなければならぬ。  
農業委員会は、前項の規定により意見を述べようとするとき(特定環境負荷低減事業活動実施計画に記載されている第四項第一号イ及びロに掲げる事項が三十アールを超える農地が含まれる土地に係るものであるときに限る。)は、あらかじめ、農業委員会等に関する法律第四十一条第一項に規定する都道府県機構(次項において「都道府県機構」という。)の意見を聴かなければならぬ。ただし、同法第四十二条第一項の規定による都道府県知事の指定がされないと認めるときは、都道府県機構の意見を聴くことができる。  
前項に定めるもののほか、農業委員会は、第十三項の規定により意見を述べるため必要があると認めるときは、都道府県機構の意見を聴くことができる。  
第十二項から前項までの規定は、指定市町村の長が第六項の同意をしようとするときについて準用する。この場合において、第十二項中、「第四項第一号イ及びロに掲げる事項」(とあるのは、「第六項第二号に掲げる事項」(とあるのは、「限り、指定市町村の区域内にある土地に係るもの)を除く。)とあるのは、「限る」と、「当該第一号イ及びロに掲げる事項」とあるのは、「当該事項」と、第十三項中「場合において、特定環境負荷低減事業活動実施計画に第四項第一号イ及びロに掲げる事項(指定市町村の区域内にある土地に係るもの)を除く。」が記載されているときは、当該第四項第一号イ及びロに掲げる事項について」とあるのは、「ときは」と読み替えるものとする。  
都道府県知事は、第一項の認定をしようとするときは、あらかじめ、当該特定環境負荷低減事業活動実施計画について関係市町村長の意見を聴かなければならない。  
都道府県知事は、第一項の認定をしたときは、関係市町村長に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。  
都道府県知事は、第六項第一号又は第三号に掲げる事が記載された特定環境負荷低減事業活動実施計画について関係市町村長の意見を聴かなければならない。

三 第四項第二号に掲げる事項 農林水産大臣

施計画に第四項第一号イ及びロに掲げる事項（指定市町村の区域内にある土地に係るもの）を除く。）が記載されているときは、当該第四項第一号イ及びロに掲げる事項について、あらかじめ、農業委員会（農業委員会等に関する法律（昭和二十六年法律第八十八号）第三条第一項ただし書又は第五項の規定により農業委員会を置かない市町村にあつては、市町村長。以下同じ。）の意見を聽かなければならぬ。

農業委員会は、前項の規定により意見を述べようとするとき（特定環境負荷低減事業活動実施計画に記載されている第四項第一号イ及びロに掲げる事項が三十アールを超える農地が含まれる土地に係るものであるときに限る。）は、あらかじめ、農業委員会等に関する法律第四十三条第一項に規定する都道府県機構（次項において「都道府県機構」という。）の意見を聽かなければならない。ただし、同法第四十二条第三項の規定による都道府県知事の指定がされていない場合は、この限りでない。

前項に定めるもののほか、農業委員会は、第十三項の規定により意見を述べるため必要があると認めるときは、都道府県機構の意見を聽くことができる。

第十二項から前項までの規定は、指定市町村の長が第六項の同意をしようとするにつけて準用する。この場合において、第十二項中「第四項第一号イ及びロに掲げる事項」ことあるのは、「第六項第二号に掲げる事項」と、「限り、指定市町村の区域内にある土地に係るもの」を除く」とあるのは、「限り」と、「当該第四項第一号イ及びロに掲げる事項」とあるのは、「当該事項」と、第十三項中「場合において、特定環境負荷低減事業活動実施計画に第四項第一号イ及びロに掲げる事項（指定市町村の区域内にある土地に係るもの）を除く。」が記載されているときは、「当該第四項第一号イ及びロに掲げる事項について」とあるのは、「ときは」と読み替えるものとする。

都道府県知事は、第一項の認定をしたときは、あらかじめ、当該特定環境負荷低減事業活動実施計画について関係市町村長の意見を聽かなければならぬ。

都道府県知事は、第六項第一号又は第三号に掲げる事項が記載された特定環境負荷低減事業活動実施計画について、関係市町村長の意見を聽かなければならぬ。



告の日から二週間利害関係人の縦覧に供しなければならない。

2 前項の規定による公告があつたときは、利害関係人は、同項の縦覧期間満了の日までに、当該協定について、市町村長に意見書を提出することができる。

(協定の認可)

**第三十三条** 市町村長は、第三十一条第一項の認可の申請が次の各号のいずれにも該当すると認めるとときは、同項の認可をするものとする。

一 申請の手続又は協定の内容が法令に違反するものでないこと。

二 協定の内容が土地の利用を不當に制限するものでないことその他妥当なものであること。

三 協定の内容が同意基本計画の達成に資すると認められるものであること。

市町村長は、第三十一条第一項の認可をしたときは、農林水産省令で定めるところにより、その旨を公告し、かつ、当該協定の写しを当該市町村(協定区域が二以上の市町村の区域にわたる場合にあっては、都道府県)の事務所に備えて公衆の縦覧に供するとともに、協定区域内にある旨を当該協定区域内に明示しなければならない。

(協定の変更)

**第三十四条** 第三十一条第一項の認可を受けた協定に係る農用地所有者等は、当該協定において定めた事項を変更しようとする場合には、全員の合意をもつてその旨を定め、市町村長の認可を受けなければならない。

2 前一条の規定は、前項の認可について準用する。

## (協定の効力)

**第三十五条** 第三十一条第二項(前条第二項において準用する場合を含む。)の規定による認可の公告があつた協定は、その公告のあつた後に

おいて協定区域内の農用地に係る農用地所有者等になつた者に対しても、その効力があるものとする。

(協定の廃止)

**第三十六条** 第三十一条第一項又は第三十四条第一項の認可を受けた協定に係る農用地所有者等は、当該協定を廃止しようとする場合には、その過半数の合意をもつてその旨を定め、市町村長の認可を受けなければならない。

2 市町村長は、前項の認可をしたときは、その旨を公告しなければならない。

2 (協定の認可の取消し)

**第三十七条** 市町村長は、第三十一条第一項又は第三十四条第一項の認可をした後において、当該認可に係る協定の内容が第三十三条第一項各号に掲げる要件に該当しないものと認められるときは、当該協定の認可を取り消すものとする。

2 市町村長は、前項の規定による認可の取消しを行つたときは、その旨を、当該協定に係る農用地所有者等に通知するとともに、公告しなければならない。

(農業振興地域の整備に関する法律の特例)

**第三十八条** 第三十一条第一項又は第三十四条第一項の認可を受けた協定に係る協定区域内の一団の農用地の所有者は、市町村に対し、農林水産省令で定めるところにより、当該農用地について所有権以外の第三十一条第一項に規定する権利、先取特権又は抵当権を有する者の全員の同意を得て、当該農用地の区域を農業振興地域の整備に関する法律(昭和四十四年法律第五十八号)第八条第二項第一号に規定する農用地区域(次項において「農用地区域」という。)として定めるべきことを要請することができる。

2 前項の規定による要請に基づき、市町村が当該要請に係る農用地の区域の全部又は一部を農用地区域として定める場合には、農業振興地域の整備に関する法律第十一條第三項から第十一項まで(これらの規定を同法第十三條第四項において定める場合を含む。)の規定は、適用しない。

## 第三節 認定基盤確立事業実施計画に係る措置

(基盤確立事業実施計画の認定)

**第三十九条** 基盤確立事業を行おうとする者は、単独で又は共同して、主務省令で定めるところにより、基盤確立事業の実施に関する計画(以下「基盤確立事業実施計画」という。)を作成し、主務大臣の認定を申請することができる。

この場合において、基盤確立事業を行おうとする者が共同して基盤確立事業実施計画を作成したときは、主務省令で定めるところにより、代表者を定め、これをその認定を受けようとする。主務大臣に提出しなければならない。

2 基盤確立事業による環境負荷の低減の効果の増進又は環境負荷の低減を図るために行う取組を通じて生産された農林水産物の付加価値の向上に相当程度寄与するものであることを目と。

3 当該基盤確立事業に食品等の流通の合理化が含まれる場合には、食品等流通法第五条第三項の規定により同条第一項の認定をすることができる場合に該当すること。

4 主務大臣は、第三項第一号イ及びロに掲げる事項(同号ロ(1)の土地が農地又は採草放牧地であり、同号ロの施設の用に供することを目的として、農地である当該土地を農地以外のものにし、又は農地である当該土地若しくは採草放牧地以外のものにするため当該土地について所有権若しくは使用及び収益を目的とする権利を取得するに当たり、農地法第四条第一項又は第五条第一項の許可を受けなければならないものに

係るものに限る。)が記載されている基盤確立事業実施計画について第一項の認定をしようとするときは、当該事項について、都道府県知事等(同法第四条第一項に規定する都道府県知事等をいう。以下この条において同じ。)に協議し、その同意を得なければならない。この場合において、当該都道府県知事等は、当該事項が次に掲げる要件に該当すると認めるときは、その同意をするものとする。

2 市町村長は、前項の規定による認可の取消しを行つたときは、その旨を、当該協定に係る農用地所有者等に通知するとともに、公告しなければならない。

3 基盤確立事業実施計画には、前項各号に掲げた事項のほか、次に掲げる事項を記載することができる。

4 基盤確立事業に必要な資金の額及びその調達方法

5 基盤確立事業の実施体制

6 基盤確立事業に必要な資金の額及びその調達方法

7 基盤確立事業の実施体制

8 基盤確立事業の実施体制

9 基盤確立事業の実施体制

10 基盤確立事業の実施体制

11 基盤確立事業の実施体制

12 基盤確立事業の実施体制

13 基盤確立事業の実施体制

14 基盤確立事業の実施体制

15 基盤確立事業の実施体制

16 基盤確立事業の実施体制

17 基盤確立事業の実施体制

18 基盤確立事業の実施体制

19 基盤確立事業の実施体制

20 基盤確立事業の実施体制

21 基盤確立事業の実施体制

22 基盤確立事業の実施体制

23 基盤確立事業の実施体制

24 基盤確立事業の実施体制

25 基盤確立事業の実施体制

26 基盤確立事業の実施体制

27 基盤確立事業の実施体制

28 基盤確立事業の実施体制

29 基盤確立事業の実施体制

30 基盤確立事業の実施体制

31 基盤確立事業の実施体制

32 基盤確立事業の実施体制

33 基盤確立事業の実施体制

34 基盤確立事業の実施体制

35 基盤確立事業の実施体制

36 基盤確立事業の実施体制

37 基盤確立事業の実施体制

38 基盤確立事業の実施体制

39 基盤確立事業の実施体制

40 基盤確立事業の実施体制

41 基盤確立事業の実施体制

42 基盤確立事業の実施体制

43 基盤確立事業の実施体制

44 基盤確立事業の実施体制

45 基盤確立事業の実施体制

46 基盤確立事業の実施体制

47 基盤確立事業の実施体制

48 基盤確立事業の実施体制

49 基盤確立事業の実施体制

50 基盤確立事業の実施体制

51 基盤確立事業の実施体制

52 基盤確立事業の実施体制

53 基盤確立事業の実施体制

54 基盤確立事業の実施体制

55 基盤確立事業の実施体制

56 基盤確立事業の実施体制

57 基盤確立事業の実施体制

58 基盤確立事業の実施体制

59 基盤確立事業の実施体制

60 基盤確立事業の実施体制

61 基盤確立事業の実施体制

62 基盤確立事業の実施体制

63 基盤確立事業の実施体制

64 基盤確立事業の実施体制

65 基盤確立事業の実施体制

66 基盤確立事業の実施体制

67 基盤確立事業の実施体制

68 基盤確立事業の実施体制

69 基盤確立事業の実施体制

70 基盤確立事業の実施体制

71 基盤確立事業の実施体制

72 基盤確立事業の実施体制

73 基盤確立事業の実施体制

74 基盤確立事業の実施体制

75 基盤確立事業の実施体制

76 基盤確立事業の実施体制

77 基盤確立事業の実施体制

78 基盤確立事業の実施体制

79 基盤確立事業の実施体制

80 基盤確立事業の実施体制

81 基盤確立事業の実施体制

82 基盤確立事業の実施体制

83 基盤確立事業の実施体制

84 基盤確立事業の実施体制

85 基盤確立事業の実施体制

86 基盤確立事業の実施体制

87 基盤確立事業の実施体制

88 基盤確立事業の実施体制

89 基盤確立事業の実施体制

90 基盤確立事業の実施体制

91 基盤確立事業の実施体制

92 基盤確立事業の実施体制

93 基盤確立事業の実施体制

94 基盤確立事業の実施体制

95 基盤確立事業の実施体制

96 基盤確立事業の実施体制

97 基盤確立事業の実施体制

98 基盤確立事業の実施体制

99 基盤確立事業の実施体制

100 基盤確立事業の実施体制

101 基盤確立事業の実施体制

102 基盤確立事業の実施体制

103 基盤確立事業の実施体制

104 基盤確立事業の実施体制

105 基盤確立事業の実施体制

106 基盤確立事業の実施体制

107 基盤確立事業の実施体制

108 基盤確立事業の実施体制

109 基盤確立事業の実施体制

110 基盤確立事業の実施体制

111 基盤確立事業の実施体制

112 基盤確立事業の実施体制

113 基盤確立事業の実施体制

114 基盤確立事業の実施体制

115 基盤確立事業の実施体制

116 基盤確立事業の実施体制

117 基盤確立事業の実施体制

118 基盤確立事業の実施体制

119 基盤確立事業の実施体制

120 基盤確立事業の実施体制

121 基盤確立事業の実施体制

122 基盤確立事業の実施体制

123 基盤確立事業の実施体制

124 基盤確立事業の実施体制

125 基盤確立事業の実施体制

126 基盤確立事業の実施体制

127 基盤確立事業の実施体制

128 基盤確立事業の実施体制

129 基盤確立事業の実施体制

130 基盤確立事業の実施体制

131 基盤確立事業の実施体制

132 基盤確立事業の実施体制

133 基盤確立事業の実施体制

134 基盤確立事業の実施体制

135 基盤確立事業の実施体制

136 基盤確立事業の実施体制

137 基盤確立事業の実施体制

138 基盤確立事業の実施体制

139 基盤確立事業の実施体制

140 基盤確立事業の実施体制

141 基盤確立事業の実施体制

142 基盤確立事業の実施体制

143 基盤確立事業の実施体制

144 基盤確立事業の実施体制

145 基盤確立事業の実施体制

146 基盤確立事業の実施体制

147 基盤確立事業の実施体制

148 基盤確立事業の実施体制

149 基盤確立事業の実施体制

150 基盤確立事業の実施体制

151 基盤確立事業の実施体制

152 基盤確立事業の実施体制

153 基盤確立事業の実施体制

154 基盤確立事業の実施体制

155 基盤確立事業の実施体制

156 基盤確立事業の実施体制

157 基盤確立事業の実施体制

158 基盤確立事業の実施体制

159 基盤確立事業の実施体制

160 基盤確立事業の実施体制

161 基盤確立事業の実施体制

162 基盤確立事業の実施体制

163 基盤確立事業の実施体制

164 基盤確立事業の実施体制

165 基盤確立事業の実施体制

166 基盤確立事業の実施体制

167 基盤確立事業の実施体制

168 基盤確立事業の実施体制

169 基盤確立事業の実施体制

170 基盤確立事業の実施体制

171 基盤確立事業の実施体制

172 基盤確立事業の実施体制

173 基盤確立事業の実施体制

174 基盤確立事業の実施体制

175 基盤確立事業の実施体制

176 基盤確立事業の実施体制

177 基盤確立事業の実施体制

178 基盤確立事業の実施体制

179 基盤確立事業の実施体制

180 基盤確立事業の実施体制

181 基盤確立事業の実施体制

182 基盤確立事業の実施体制

18

し、主務省令で定める軽微な変更については、この限りでない。

2 認定基盤確立事業者は、前項ただし書の主務省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

3 主務大臣は、認定基盤確立事業者が前条第一項の認定に係る基盤確立事業実施計画（第一項の規定による変更の認定又は前項の規定による変更の届出があったときは、その変更後のもの）。以下「認定基盤確立事業実施計画」といいう。）に従つて基盤確立事業を行つていないと認めるとときは、その認定を取り消すことができる。

4 前条第四項から第九項までの規定は、第一項の認定について準用する。

（食品等流通法の特例）

**第四十条** 認定基盤確立事業実施計画に従つて行われる基盤確立事業（以下「認定基盤確立事業」という。）に食品等の流通の合理化が含まれる場合には、当該食品等の流通の合理化を行う認定基盤確立事業者（食品等流通法第六条第一項に規定する認定事業者）と、認定基盤確立事業（当該食品等の流通の合理化に関する部分に限る。）を同条第二項に規定する認定計画と、認定基盤確立事業（当該食品等の流通の合理化に関する部分に限る。）を食品等流通法第四条第二項第一号に規定する食品等流通合理化事業とそれぞれみなして、食品等流通法第七条の規定を適用する。

（種苗法の特例）

**第四十一条** 農林水産大臣は、認定基盤確立事業の成果に係る登録品種（種苗法第二十条第一項に規定する登録品種をいい、当該認定基盤確立事業の実施期間の終了日から起算して二年以内に品種登録出願されたものに限る。以下この項において同じ。）について、同法第四十五条第一項の規定による第一年から第六年までの各年分の登録料を納付すべき者が次に掲げる者であつて当該認定基盤確立事業を行つたものに限る。以下この項において同じ。）に従つて、契約、勤務規則等の定めによりあらかじめ同項に規定する使用者等（以下この条において「職務育成品種」という。）であつて、契約、勤務規則等の定めによりあらかじめ同項に規定する使用者等（以下この条において「職務育成品種（同号において「職務育成品種」という。）が育成した同条第一項に規定する登録出願をすることができる。）が品種登録出願をすることが認められる場合において、その品種登録出願をした使用者等

（農地法の特例）

（農地法の特例）

**第四十二条** 農林水産大臣は、認定基盤確立事業の成果に係る出願品種（種苗法（平成十年法律第八十三号）第三条第二項に規定する出願品種をいい、当該認定基盤確立事業の実施期間の終了日から起算して二年以内に同条第一項第一号に規定する品種登録出願（以下この条において「品種登録出願」という。）がされたものに限る。以下この項において同じ。）に関する品種登録出願について、その出願者が次に掲げる者であつて当該認定基盤確立事業を行つたものに限る。以下この項において同じ。）に関する品種登録出願について、その出願者が次に掲げる者であつたものとみなす。

（農地法の特例）

**第四十三条** 認定基盤確立事業者が認定基盤確立事業実施計画（第三十九条第三項第一号イ及びロに掲げる事項が記載されるものに限る。次項において同じ。）に従つて同号ロの施設の用に供することを目的として農地を農地以外のものにする場合は、農地法第四条第一項の許可があつたものとみなす。

（農地法の特例）

**第四十四条** 認定基盤確立事業者が認定基盤確立事業を所管する大臣の共同で発する命令とし、第四十九条における主務省令は、前項に規定する主務大臣の発する命令とする。

（環境大臣との関係）

**第四十五条** 農林水産大臣は、環境と調和のとれた食料システムの確立のための施策の実施に当たり、当該施策の実施が環境の保全に関する施策に関連する場合には、環境大臣と緊密に連絡し、及び協力して行うものとする。

（権限の委任）

**第四十六条** この法律に規定する農林水産大臣及び主務大臣の権限は、農林水産大臣の権限にあっては農林水産省令で定めるところにより、主

二 その出願品種が種苗法第八条第一項に規定する従業者等（次項第二号において「従業者等」という。）が育成した同条第一項に規定する職務育成品種（同号において「職務育成品種」という。）である場合において、契約、勤務規則等の定めによりあらかじめ同項に規定する使用者等（以下この条において「使用者等」という。）が品種登録出願をすることが認められる場合において、その品種登録出願をした使用者等

（援助）

第三十九条第三項第二号（第二号に係る部分に限り、第二十二条第四項において準用する場合を含む。）の規定により指定市町村が処理する

こととされている事務（同一の事業の目的に供するため四ヘクタールを超える農地を農地以外のものにする行為又は同一の事業の目的に供するため四ヘクタールを超える農地若しくはその農地と併せて採草放牧地を農地法第三条第一項本文に規定する権利を得する行為に係る特定環境負荷低減事業活動を含む。）の規定により都道府県又は指定市町村が処理することとされている事務のうち、次に掲げるものは、地方自治法（昭和二十一年法律第六十七号）第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

（事務の区分）

第五十条 この法律の規定により都道府県又は指定市町村が処理することとされている事務のうち、次に掲げるものは、地方自治法（昭和二十一年法律第六十七号）第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

務大臣の権限にあつては主務省令で定めることにより、地方支分部局の長にそれぞれ委任することができる。

四 第四十七条 第三十九条第一項、同条第四項、第五項、第八項及び第九項（これらの規定を第四十条第四項において準用する場合を含む。）、第四十条第一項から第三項まで、前条第二項及び第四十九条における主務大臣は、農林水産大臣及び基盤確立事業に係る事業を所管する大臣とする。

五 第四十八条 第三十九条第一項及び第三項第一号ロ（2）

四 第四十九条第一項（第四十条第四項において準用する場合を含む。）並びに第四十条第一項における主務省令は、農林水産大臣及び基盤確立事業に係る事業を所管する大臣の共同で発する命令とし、第四十九条における主務省令は、前項に規定する主務大臣の発する命令とする。

（環境大臣との関係）

四 第五十一条 第三十九条第五項及び第六項（これらの規定を第四十条第四項において準用する場合を含む。）の規定により都道府県又は指定市町村が処理することとされている事務（同一の事業の目的に供するため四ヘクタールを超える農地を農地以外のものにする行為又は同一の事業の目的に供するため四ヘクタールを超える農地若しくはその農地と併せて採草放牧地について農地法第三条第一項本文に規定する権利を得する行為に係る特定環境負荷低減事業活動を含む。）の規定により都道府県又は指定市町村が処理することとされている事務（同一の事業の目的に供するため四ヘクタールを超える農地を農地以外のものにする行為又は同一の事業の目的に供するため四ヘクタールを超える農地若しくはその農地と併せて採草放牧地について農地法第三条第一項本文に規定す

る権利を取得する行為に係る基盤確立事業実施計画に係るものに限る。)

## 第六章 罰則

### 第五十一条 第四十六条第一項又は第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたときは、その違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 2 法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。）の代表者若しくは管理人又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同項の刑を科する。

- 3 法人でない団体について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人がその訴訟行為について法人でない団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

## 附 則 抄

### （施行期日）

- 第一条** この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第五条の規定は、公布の日から施行する。  
**（持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律の廃止）**
- 第二条** 持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律（平成十一年法律第二百十号）は、廃止する。
- （持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律の廃止に伴う経過措置）**
- 第三条** この法律の施行前にされた前条の規定による廃止前の持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律（次項において「旧持続農業法」という。）第四条第二項の認定の申請であつて、この法律の施行の際、認定をするかどうかの処分がされていないものに係る認定については、なお従前の例による。
- 2 この法律の施行の際現に旧持続農業法第四条第一項の認定（旧持続農業法第五条第一項の変更の認定を含む。）を受けている導入計画（旧持続農業法第四条第一項に規定する導入計画をいう。以下この項において同じ。）については、なおその効力を有するものとし、当該導入計画及び前項の規定に基づきなお従前の例により認定を受けた導入計画に関する認定の取消し、農

業改良資金融通法の特例及び報告の徵収については、なお従前の例による。

### （罰則に関する経過措置）

### 第四条 この法律の施行前にした行為及び前条第二項の規定によりなお従前の例によることとなる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

### （政令への委任）

**第六条** 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

### （検討）

**第五条** 前二条に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。